

平成27年度

小平市一般会計補正予算書（第2号）

小 平 市

平成27年度小平市一般会計補正予算（第2号）

平成27年度小平市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,799万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ627億9,456万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年11月30日提出

小平市長 小林 正 則

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		10,297,230	244,745	10,541,975
	1 国庫負担金	9,151,379	124,569	9,275,948
	2 国庫補助金	1,097,786	120,176	1,217,962
15 都支出金		8,151,990	173,248	8,325,238
	1 都負担金	3,059,283	62,284	3,121,567
	2 都補助金	4,240,735	110,964	4,351,699
18 繰入金		1,961,030	△60,000	1,901,030
	2 基金繰入金	1,915,386	△60,000	1,855,386
歳入合計		62,436,573	357,993	62,794,566

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,324,528	△9,660	8,314,868
	1 総務管理費	6,923,332	10,492	6,933,824
	4 選挙費	124,597	△20,152	104,445
3 民生費		31,194,456	345,538	31,539,994
	2 高齢者福祉費	4,142,675	194	4,142,869
	4 児童福祉費	11,701,514	345,344	12,046,858
8 土木費		4,596,492	16,000	4,612,492
	3 都市計画費	2,716,823	16,000	2,732,823
10 教育費		7,179,323	5,400	7,184,723
	2 小学校費	2,899,221	5,400	2,904,621
13 予備費		107,863	715	108,578
	1 予備費	107,863	715	108,578
歳出合計		62,436,573	357,993	62,794,566

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項
障害者福祉施設指定管理料
高齢者交流室指定管理料
高齢者館指定管理料
六小学童クラブ第二及び学園東小学童クラブ第二指定管理料
十一小学童クラブ第一及び十五小学童クラブ第一指定管理料
鷹の台駅北第一、鷹の台駅北第二、鷹の台駅南及び鷹の台駅西有料自転車駐車場指定管理料
一橋学園駅、一橋学園駅北及び一橋学園駅東有料自転車駐車場指定管理料
小平駅南口、小平駅西、小平駅東、小平駅ルネこだいら東、小平駅北第一及び小平駅北第二有料自転車駐車場指定管理料

(単位：千円)

期 間	限 度 額
平成28年度～32年度	障害者福祉施設の管理運営に要する額
平成28年度～32年度	高齢者交流室の管理運営に要する額
平成28年度～32年度	高齢者館の管理運営に要する額
平成28年度～32年度	六小学童クラブ第二及び学園東小学童クラブ第二の管理運営に要する額
平成28年度～32年度	十一小学童クラブ第一及び十五小学童クラブ第一の管理運営に要する額
平成28年度～32年度	鷹の台駅北第一、鷹の台駅北第二、鷹の台駅南及び鷹の台駅西有料自転車駐車場の管理運営に要する額
平成28年度～32年度	一橋学園駅、一橋学園駅北及び一橋学園駅東有料自転車駐車場の管理運営に要する額
平成28年度～32年度	小平駅南口、小平駅西、小平駅東、小平駅ルネこだいら東、小平駅北第一及び小平駅北第二有料自転車駐車場の管理運営に要する額

平成27年度

小平市一般会計補正予算（第2号）説明書

目 次

第1 歳入歳出予算補正事項別明細書

1. 歳入歳出予算補正総括表 1

2. 歳入予算補正 4

3. 歳出予算補正 6

第2 給与費明細書 14

第3 債務負担行為に関する調書 20

第1 歳入歳出予算補正事項別明細書

1. 歳入歳出予算補正総括表

(1) 歳入予算款別比較

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	10,297,230	244,745	10,541,975
15 都支出金	8,151,990	173,248	8,325,238
18 繰入金	1,961,030	△60,000	1,901,030
歳入合計	62,436,573	357,993	62,794,566

(2) 歳出予算款別比較

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	8,324,528	△9,660	8,314,868
3 民生費	31,194,456	345,538	31,539,994
8 土木費	4,596,492	16,000	4,612,492
10 教育費	7,179,323	5,400	7,184,723
13 予備費	107,863	715	108,578
歳出合計	62,436,573	357,993	62,794,566

(3) 歳出予算款別財源内訳

款	補正額	補正		
		特		
		分担金及び負担金	使用料及び手数料	国庫支出金
2 総務費	△9,660			2,716
3 民生費	345,538			242,029
8 土木費	16,000			
10 教育費	5,400			
13 予備費	715			
歳出合計	357,993			244,745

(単位：千円)

額の財源内訳				
定財源				一般財源
都支出金	諸収入	地方債	その他	
13,208				△25,584
160,040				△56,531
				16,000
				5,400
				715
173,248				△60,000

2. 歳入予算補正

款	項	目	補正前の額	補正額	計
14	国庫支出金		10,297,230	244,745	10,541,975
	1	国庫負担金	9,151,379	124,569	9,275,948
		2 民生費国庫負担金	8,992,860	124,569	9,117,429
	2	国庫補助金	1,097,786	120,176	1,217,962
		2 民生費国庫補助金	679,346	120,176	799,522
15	都支出金		8,151,990	173,248	8,325,238
	1	都負担金	3,059,283	62,284	3,121,567
		2 民生費都負担金	2,977,767	62,284	3,040,051
	2	都補助金	4,240,735	110,964	4,351,699
		2 民生費都補助金	2,341,470	110,964	2,452,434
18	繰入金		1,961,030	△60,000	1,901,030
	2	基金繰入金	1,915,386	△60,000	1,855,386
		1 財政調整基金繰入金	1,100,000	△60,000	1,040,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3	児童福祉費負担金	124,569	000119 私立保育園運営費(1/2) 123,069 □負担対象事業費の増 000121 母子生活支援施設入所費(1/2) 1,500 □負担対象事業費の増
2	児童福祉費補助金	119,982	010730 子ども・子育て支援交付金(1/3) 115,136 □補助対象事業費の増及び都補助金からの移行に伴う皆増 010731 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費(1/2) 525 □事業実施による皆増 010742 地域型保育給付費(1/2) 4,321 □事業実施による皆増
4	高齢者福祉費補助金	194	009881 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(10/10) 194 □事業実施による皆増
3	児童福祉費負担金	62,284	000175 私立保育園運営費(1/4) 61,534 □負担対象事業費の増 000177 母子生活支援施設入所費(1/4) 750 □負担対象事業費の増
3	児童福祉費補助金	110,964	000215 子供家庭支援包括補助事業(1/2・10/10) 26,088 □補助対象事業費の増 010732 定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業補助金(3/4) 57,287 □事業実施による皆増 010733 保育士等キャリアアップ補助金(10/10・1/2) 73,267 □事業実施による皆増 010743 地域型保育給付費(1/4) 2,160 □事業実施による皆増 009919 子ども・子育て支援交付金(1/3) △57,068 □補助対象事業費の増及び国庫補助金への移行等に伴う減 000221 認定家庭福祉員運営費補助事業(1/2) 1,732 □補助対象事業費の増 000222 認証保育所運営費補助事業(1/2) 7,498 □補助対象事業費の増
1	財政調整基金繰入金	△60,000	000357 財政調整基金繰入金 △60,000 □基金繰入金の減

3. 歳出予算補正

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
2	総務費	8,324,528	△9,660	8,314,868		
	1 総務管理費	6,923,332	10,492	6,933,824		
	13 諸 費	1,040,089	10,492	1,050,581		
					19 負担金、補助及び交付金	10,492
4	選挙費	124,597	△20,152	104,445		
	3 市議会議員選挙費	80,386	△20,152	60,234		
					1 報 酬	△17
					3 職員手当等	△2,441
					7 賃 金	△205
					8 報 償 費	△23
					11 需 用 費	△225
					12 役 務 費	△1,696
					13 委 託 料	△3,623
					14 使用料及び賃借料	△420
					16 原材料費	△147

(単位：千円)

説 明				
財 源 内 訳				
国庫支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源
2,716	13,208			△25,584
2,716	13,208			△5,432
2,716	13,208			△5,432
30400000 保育課 023301 私立幼稚園教育充実振興事業				10,492
2,716	13,208			△5,432
19-10 補助金(福祉団体等) 保育士等キャリアアップ補助 □事業実施による補助交付額の増				10,492
				△20,152
				△20,152
80100000 選挙管理委員会事務局 023707 小平市議会議員選挙の管理及び執行				△20,152
				△20,152
01-08 選挙立会人報酬 選挙立会人 10人→9人 日額17,000円				△17
03-04 選挙事務従事者手当				△2,441
07-01 臨時職員				△205
08-02 謝礼				△23
選挙協力者				
11-01 消耗品費				△11
11-02 燃料費				△21
11-04 印刷製本費				△167
11-06 修繕料				△26
12-01 通信運搬費				△1,359
12-04 手数料				△315
12-06 検査料				△22
13-03 配布等委託				△364
13-04 作成等委託				△570
13-07 事務処理等委託				△32
13-11 設営等委託				△2,574
13-13 施設等維持管理委託				△7
13-26 収集・処分等委託				△76
14-01 借上料				△109
事務機器借上料				
自動車借上料				
14-02 使用料				△311
16-01 営繕用材料費				△147
19-03 負担金(その他) 選挙ポスター作成(公費負担) 選挙用自動車等(公費負担) □事業費確定による減				△11,355

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節	
						区 分	金 額
2	4	3				19 負担金、補助及び交付金	△11,355
3 民生費			31,194,456	345,538	31,539,994		
2 高齢者福祉費			4,142,675	194	4,142,869		
2 介護予防・生活支援事業費			251,555	194	251,749		
						19 負担金、補助及び交付金	194
4 児童福祉費			11,701,514	345,344	12,046,858		
1 児童福祉総務費			880,246	78,020	958,266		
						19 負担金、補助及び交付金	78,020
2 保育所運営費			3,682,878	264,324	3,947,202		
						13 委託料	142,393
						19 負担金、補助及び交付金	121,931

明 説				
財 源 内 訳				
国庫支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源
	242,029	160,040		△56,531
	194			
	194			
35200000 高齢者支援課 031128 認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業				194
	194			
19-10 補助金(福祉団体等) 認知症高齢者グループホーム等防災設備改修補助 グループホームおがわ □事業実施による補助交付額の皆増				194
	241,835	160,040		△56,531
	5,065	56,498		16,457
30400000 保育課 030703 認証保育所等補助事業				78,020
	4,321	55,754		17,945
19-10 補助金(福祉団体等) 認証保育所補助金 391,630,000円→406,627,000円 運営費補助 管内(延べ児童数2,823人→2,840人) 管外(延べ児童数 876人→ 864人) 認定家庭福祉員補助金 113,945,800円→117,400,800円 運営費補助(延べ児童数1,116人→1,115人) 保育士等キャリアアップ補助 43,670,000円 保育力強化事業補助 7,254,000円 地域型保育給付費 8,644,000円 管外小規模保育事業 □認証保育所及び認定家庭福祉員にかかる補助単価の増等並びに事業実施による補助交付額の増				78,020
	153,492	145,478		△34,646
30400000 保育課 030705 民間保育園等運営事業				264,324
	153,492	145,478		△34,646
13-34 管外保育実施等委託 管外公立保育園(年間延べ児童数 432人→392人) □公定価格の変更等による増及び管外委託児童の減				575
13-40 保育実施等委託				141,818

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節	
						区 分	金 額
3	4	2					
			5 母子・父子福祉費	111,236	3,000	114,236	
						20 扶助費	3,000
8		土木費	4,596,492	16,000	4,612,492		
	3	都市計画費	2,716,823	16,000	2,732,823		
		3 公園緑地費	390,895	4,000	394,895		
						11 需用費	4,000
		5 街路事業費	657,067	12,000	669,067		
						15 工事請負費	12,000
10		教育費	7,179,323	5,400	7,184,723		
		2 小学校費	2,899,221	5,400	2,904,621		
		1 学校管理費	2,450,707	5,400	2,456,107		

明 説				
財 源 内 訳				
国庫支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源
民間保育園 (年間延べ児童数 18,816人→18,288人) <input type="checkbox"/> 公定価格の変更等による増及び管内委託児童の減 19-10 補助金(福祉団体等) 121,931 定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業補助 76,382,000円 (仮称) 第三にこここ保育園 (仮称) 第二まるやま保育園 保育士人材確保事業補助 1,050,000円 保育士等キャリアアップ補助 25,155,000円 保育サービス推進事業補助 19,344,000円 <input type="checkbox"/> 事業実施による補助交付額の増				
1,500	750			750
35100000 生活支援課				
030962 母子生活支援施設入所事業 3,000				
1,500	750			750
20-07 その他扶助費 3,000				
母子生活支援施設入所費 5世帯 14人→6世帯 15人 <input type="checkbox"/> 母子生活支援施設入所件数の増				
				16,000
				16,000
				4,000
40400000 水と緑と公園課				
081105 公園の維持管理事業 4,000				
				4,000
11-06 修繕料 4,000				
施設等修繕料 <input type="checkbox"/> 施設等修繕の増				
				12,000
55100000 道路課				
080722 都市計画道路3・4・23号線整備事業 12,000				
				12,000
15-02 新設工事 12,000				
街路築造工事 <input type="checkbox"/> 路床改良等の増				
				5,400
				5,400
				5,400

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節	
						区 分	金 額
10	2	1				18 備品購入費	5,400
13 予備費			107,863	715	108,578		
1 予備費			107,863	715	108,578		
1 予備費			107,863	715	108,578		

説 明				
財 源 内 訳				
国庫支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源
70200000 学務課 100505 小学校校具備品整備事業				5,400
				5,400
18-07 校用器具費 □第五小学校の図書室転用に伴う備品購入の増				5,400
				715
				715
				715
10600000 財政課 130101 予備費				715
				715
29-01 予備費 □歳入予算との調整額				715

第2 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与			
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	
補 正 後	長 等	3	—	34,200	13,167 (3.85)
	議 員	28	186,860	—	72,119 (3.85)
	その他の特別職	2,701	1,136,110	—	—
	計	2,732	1,322,970	34,200	85,286 (3.85)
補 正 前	長 等	3	—	34,200	13,167 (3.85)
	議 員	28	186,860	—	72,119 (3.85)
	その他の特別職	2,702	1,136,127	—	—
	計	2,733	1,322,987	34,200	85,286 (3.85)
比 較	長 等	0	—	0	0 (0.0)
	議 員	0	0	—	0 (0.0)
	その他の特別職	△1	△17	—	—
	計	△1	△17	0	0 (0.0)

費			計	共 済 費	合 計	備 考
地域手当	寒冷地手当	その他の手当				
—	—	10,952	58,319	7,143	65,462	
—	—	—	258,979	113,878	372,857	
—	—	—	1,136,110	129,597	1,265,707	
—	—	10,952	1,453,408	250,618	1,704,026	
—	—	10,952	58,319	7,143	65,462	
—	—	—	258,979	113,878	372,857	
—	—	—	1,136,127	129,597	1,265,724	
—	—	10,952	1,453,425	250,618	1,704,043	
—	—	0	0	0	0	
—	—	—	0	0	0	
—	—	—	△17	0	△17	
—	—	0	△17	0	△17	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費			
		報 酬	給 料	職員手当等	計
補正後	(51) 869	— —	3,339,349	3,256,681	6,596,030
補正前	(51) 869	— —	3,339,349	3,259,122	6,598,471
比較	(0) 0	— —	0	△2,441	△2,441

※()内は再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

職員手当等の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	地域手当	住居手当
補正後	61,272	115,231	3,556	490,869	27,450
補正前	61,272	115,231	3,574	490,869	27,450
比較	0	0	△18	0	0

共済費	合計	備 考
1,123,158	7,719,188	
1,123,158	7,721,629	
0	△2,441	

時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当
337,615	748	68,428	1,399,613	37,515	714,384
340,038	748	68,428	1,399,613	37,515	714,384
△2,423	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	
職員手当等	△2,441	その他の増減分	△2,441

説 明	備 考
選挙関係(時間外勤務手当等)の減分 △2,441千円	

第3 債務負担行為で平成28年度以降にわたるものについての
平成26年度末までの支出額又は支出額の見込み及び平成
27年度以降の支出予定額等に関する調書

(1)

事 項	限 度 額	平成26年度末まで の支出（見込）額		平成27年度以降 の支出予定額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
第五小学校増築・大規模改造 設計業務委託	12,860	—	—	平成28年度 ） 平成29年度	12,860
第十小学校増築・大規模改造 設計業務委託	19,680	—	—	平成27年度 ） 平成28年度	19,680
都市計画道路3・4・16号線 （市道第D-258号線）整備 事業	3,050,447	平成14年度 ） 平成26年度	2,402,067	平成27年度 ） 平成37年度	648,380
市道第D-75号線整備事業	517,249	平成14年度 ） 平成26年度	398,244	平成27年度 ） 平成36年度	119,005

(単位：千円)

左の財源内訳	事 項 説 明
一般財源	事業目的 第五小学校増築・大規模改造設計 契約締結予定年度 平成27年度
一般財源	事業目的 第十小学校増築・大規模改造設計 契約締結年度 平成26年度
一般財源	独立行政法人都市再生機構が小平市に代わって施行した 都市計画道路3・4・16号線（市道第D-258号線） の整備に係る年賦支払金
一般財源	独立行政法人都市再生機構が小平市に代わって施行した 市道第D-75号線の整備に係る年賦支払金

(2)

事 項	限 度 額	平成26年度末までの支出(見込)額		平成27年度以降の支出予定額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
市民活動支援センター 指定管理料	市民活動支援センターの管理運営に要する額	平成25年度 }	—	平成27年度 }	限度額
		平成26年度		平成29年度	
児童館指定管理料	児童館の管理運営に要する額	平成25年度 }	—	平成27年度 }	限度額
		平成26年度		平成29年度	
花小金井駅南及び花小金井駅東 有料自転車駐車場指定管理料	花小金井駅南及び花小金井駅東 有料自転車駐車場の管理運営に 要する額	平成25年度 }	—	平成27年度 }	限度額
		平成26年度		平成28年度	
市民文化会館 指定管理料	市民文化会館の 管理運営に要する額	平成26年度	—	平成27年度 }	限度額
				平成30年度	
小平ふるさと村 指定管理料	小平ふるさと村 の管理運営に要 する額	平成26年度	—	平成27年度 }	限度額
				平成30年度	

(単位：千円)

左の財源内訳	事 項 説 明
一般財源	指定管理者に市民活動支援センターの管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
一般財源	指定管理者に児童館の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
使用料及び手数料 一般財源	指定管理者に花小金井駅南及び花小金井駅東有料自転車駐車場の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
一般財源	指定管理者に市民文化会館の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
一般財源	指定管理者に小平ふるさと村の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。

(3)

事 項	限 度 額	平成26年度末までの支出(見込)額		平成27年度以降の支出予定額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
子ども家庭支援センター指定管理料	子ども家庭支援センターの管理運営に要する額	平成26年度	—	平成27年度 ～ 平成30年度	限度額
十小児童クラブ第二指定管理料	十小児童クラブ第二の管理運営に要する額	平成26年度	—	平成27年度 ～ 平成30年度	限度額
新小平駅東、新小平駅西、新小平駅南、新小平駅北、小川駅西口及び東大和市駅有料自転車駐車場指定管理料	新小平駅東、新小平駅西、新小平駅南、新小平駅北、小川駅西口及び東大和市駅有料自転車駐車場の管理運営に要する額	—	—	平成27年度 ～ 平成31年度	限度額
花小金井駅北有料自転車駐車場指定管理料	花小金井駅北有料自転車駐車場の管理運営に要する額	—	—	平成27年度 ～ 平成28年度	限度額
市民総合体育館指定管理料	市民総合体育館の管理運営に要する額	—	—	平成27年度 ～ 平成31年度	限度額

(単位：千円)

左の財源内訳	事 項 説 明
都 支 出 金 一 般 財 源	指定管理者に子ども家庭支援センターの管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
使 用 料 及 び 手 数 料 都 支 出 金 一 般 財 源	指定管理者に十小児童クラブ第二の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
使 用 料 及 び 手 数 料 一 般 財 源	指定管理者に新小平駅東、新小平駅西、新小平駅南、新小平駅北、小川駅西口及び東大和市駅有料自転車駐車場の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
使 用 料 及 び 手 数 料 一 般 財 源	指定管理者に花小金井駅北有料自転車駐車場の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
一 般 財 源	指定管理者に市民総合体育館の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。

(4)

事 項	限 度 額	平成26年度末までの支出(見込)額		平成27年度以降の支出予定額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
障害者福祉施設 指定管理料	障害者福祉施設の 管理運営に要する 額	—	—	平成28年度 ┆ 平成32年度	限度額
高齢者交流室 指定管理料	高齢者交流室の管 理運営に要する額	—	—	平成28年度 ┆ 平成32年度	限度額
高齢者館 指定管理料	高齢者館の管理運 営に要する額	—	—	平成28年度 ┆ 平成32年度	限度額
六小学童クラブ第二及び 学園東小学童クラブ第二 指定管理料	六小学童クラブ第 二及び学園東小学 童クラブ第二の管 理運営に要する額	—	—	平成28年度 ┆ 平成32年度	限度額
十一小学童クラブ第一及び 十五小学童クラブ第一 指定管理料	十一小学童クラブ 第一及び十五小学 童クラブ第一の管 理運営に要する額	—	—	平成28年度 ┆ 平成32年度	限度額
鷹の台駅北第一、鷹の台駅 北第二、鷹の台駅南及び鷹 の台駅西有料自転車駐車場 指定管理料	鷹の台駅北第一、 鷹の台駅北第二、 鷹の台駅南及び鷹 の台駅西有料自転 車駐車場の管理運 営に要する額	—	—	平成28年度 ┆ 平成32年度	限度額

(単位：千円)

左の財源内訳	事 項 説 明
国庫支出金 都支出金 一般財源	指定管理者に障害者福祉施設の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
都支出金 一般財源	指定管理者に高齢者交流室の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
一般財源	指定管理者に高齢者館の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
使用料及び手数料 都支出金 一般財源	指定管理者に六小学童クラブ第二及び学園東小学童クラブ第二の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
使用料及び手数料 都支出金 一般財源	指定管理者に十一小学童クラブ第一及び十五小学童クラブ第一の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
使用料及び手数料 一般財源	指定管理者に鷹の台駅北第一、鷹の台駅北第二、鷹の台駅南及び鷹の台駅西有料自転車駐車場の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。

(5)

事 項	限 度 額	平成26年度末までの支出(見込)額		平成27年度以降の支出予定額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
一橋学園駅、一橋学園駅北及び一橋学園駅東有料自転車駐車場指定管理料	一橋学園駅、一橋学園駅北及び一橋学園駅東有料自転車駐車場の管理運営に要する額	—	—	平成28年度) 平成32年度	限度額
小平駅南口、小平駅西、小平駅東、小平駅ルネこだいら東、小平駅北第一及び小平駅北第二有料自転車駐車場指定管理料	小平駅南口、小平駅西、小平駅東、小平駅ルネこだいら東、小平駅北第一及び小平駅北第二有料自転車駐車場の管理運営に要する額	—	—	平成28年度) 平成32年度	限度額

(単位：千円)

左の財源内訳	事 項 説 明
使用料及び手数料 一 般 財 源	指定管理者に一橋学園駅、一橋学園駅北及び一橋学園駅東有料自転車駐車場の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。
使用料及び手数料 一 般 財 源	指定管理者に小平駅南口、小平駅西、小平駅東、小平駅ルネこだいら東、小平駅北第一及び小平駅北第二有料自転車駐車場の管理運営を行わせるものであるが、指定期間が複数年度にわたるため、債務負担行為を設定するものである。

(6)

事 項	限 度 額	平成26年度末までの支出(見込)額		平成27年度以降の支出予定額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
小平市土地開発公社が 小平市に協力して行う 公共用地先行取得事業	小平市土地開発 公社が事業資金 200億円の範囲 内で先行取得し た公共用地の買 取りに要する額	平成12年度) 平成26年度	11,977,678	平成27年度) 平成40年度	104,595
(同 上)	小平市土地開発 公社が事業資金 200億円の範囲 内で先行取得し た公共用地の買 取りに要する額	—	—	平成27年度) 平成41年度	限 度 額
小平市土地開発公社が 融資を受けた事業資金 に係る金融機関等に対 する債務保証	事業資金200億 円に対する借入 元金及び利子相 当額	—	—	平成27年度) 平成41年度	限 度 額

(単位：千円)

左の財源内訳	事 項 説 明
一 般 財 源	小平市土地開発公社が所有する公共用地を買い取るものであるが、当該買取りが長期間にわたるため、債務負担行為を設定するものである。 (平成26年度以前分)
一 般 財 源	向 上 (平成27年度分)
一 般 財 源	小平市土地開発公社に事業資金を融資する金融機関等に対し、債務保証を行うものであるが、当該保証が長期間にわたるため、債務負担行為を設定するものである。